



区民意見提出手続
(パブリックコメント)

令和4年(2022年)
9/15
No.1856

SETAGAYA 区のおしらせ

せたがや

発行/世田谷区 編集/広報広聴課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
区役所 ☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)
区のホームページ(パソコン・携帯電話共通)
▶<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



区の手続きや施設・イベント案内は
せたがやコール 午前8時～午後9時(年中無休)
☎03-5432-3333 FAX 03-5432-3100

災害情報

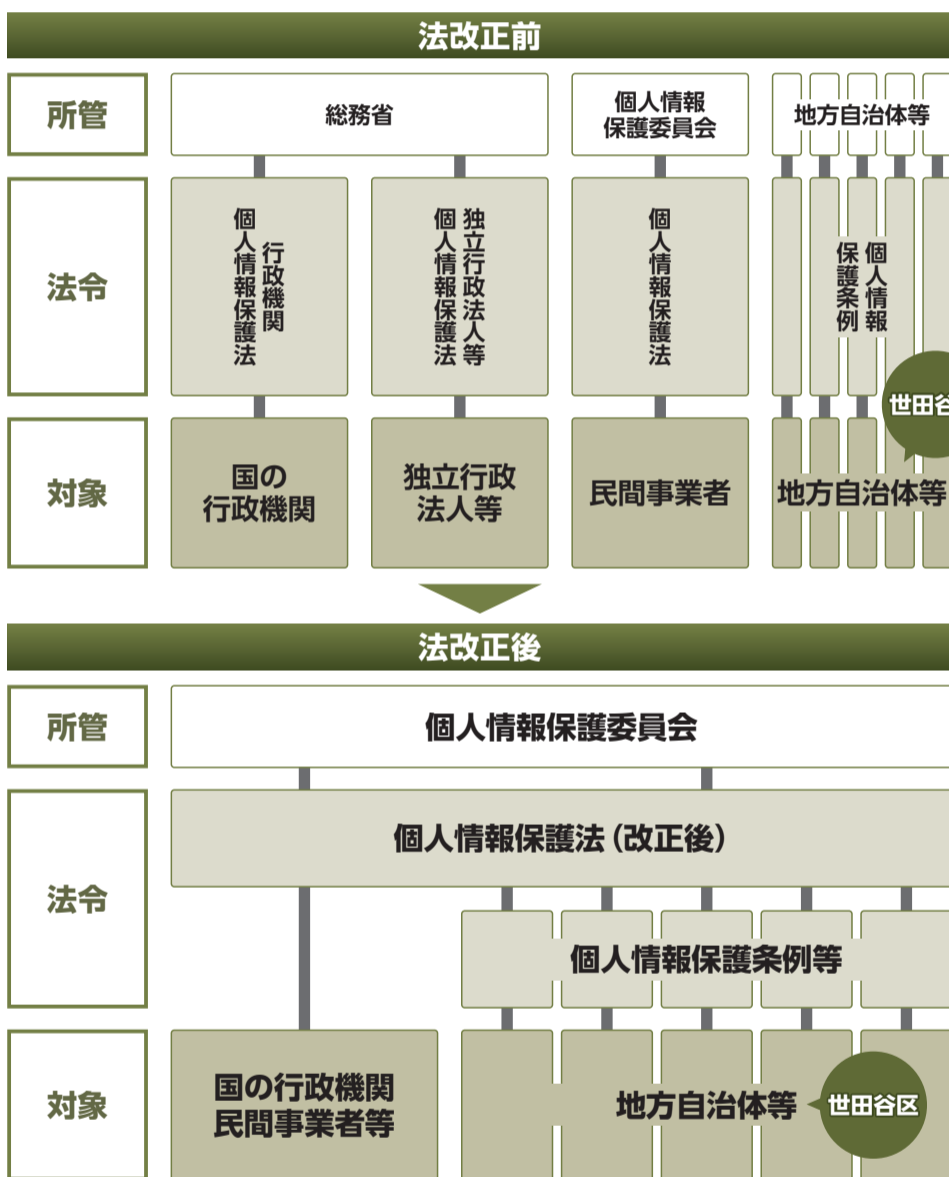
▶災害・防犯情報メール配信サービス
<https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/>
▶公式Twitter @setagaya_kiki
▶FM ラジオ 83.4 さんぽ (エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)

改正世田谷区個人情報保護条例(素案) にご意見・ご提案をお寄せください

3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正されました。この法改正により、地方自治体がそれぞれ整備していた個人情報保護制度は、個人情報保護法による全国的な共通ルールに統合されることとなります(地方自治体には5年4月1日から適用)。

区では、法改正の趣旨を踏まえつつ、区民の皆さんの個人情報保護のためにこれまで積み重ねてきた「情報公開・個人情報保護審議会の関与」などの取組みについて、可能な限り制度として継承していきたいと考え、改正条例の素案として取りまとめました。皆さんのご意見・ご提案をお寄せください。

区政情報課 ☎5432-2097 FAX 5432-3007



郵便はがき

1 5 4 8 7 6 6

227

世 世

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取ってハガキとして郵送利用することはできません。ご了承ください。

1丁

21
27

改正個人情報保護条例(素案)にご意見をお寄せください

世田谷区には個人情報保護条例があります。1993年に施行したもので、国の個人情報保護法よりも長い歴史を刻んでいます。これまで個人情報保護条例に基づき、区民の個人情報の収集、管理並びに利用等において、必要に応じて、学識経験者や区民等で構成している情報公開・個人情報保護審議会から、専門的見地からの意見を聴き、個人情報保護に努めてきました。

昨年5月に、国の個人情報保護法が改正され、全国の地方自治体の個人情報保護制度が、全国一律の内容となることが決定しました。デジタル化や情報一元化にともなう法改正に、全国の自治体が対応を検討しています。

情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、個人情報保護制度等の見直しに向けて、国の法改正の内容を踏まえながら、区が先進的に実践してきた個人情報にかかる経験の集積を生かした内容とするよう、審議会から7月に答申をいただきました。

区が扱う個人情報は区民の皆さんが情報主体であることを十分意識し、運用上の工夫に努めるべく、条例の見直しの検討を進めています。

この条例素案をご覧いただき、皆さんの幅広いご意見・ご提案をお寄せください。



世田谷区長
のぶと
保坂展人